

令和3年3月会議
第9回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和3年3月25日

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号1番	森山謙治	議席番号9番	鈴木洋一
議席番号2番	比留川スミ江	議席番号10番	栗原良晴
議席番号3番	笠間保一	議席番号11番	橘川利一
議席番号4番	細谷則子	議席番号12番	加藤栄三
議席番号6番	多田平雄	議席番号13番	新倉賢一
議席番号7番	山崎弘子	議席番号14番	古塩貞夫
議席番号8番	比留川晴雄		

欠席委員

議席番号5番 見上智

出席推進委員

第1地区担当	高橋重雄	第3地区担当	志澤輝彦
第2地区担当	内藤昭宏		

傍聴人 0名

提出した議案

- 議案第8号 新規就農者の認定事案
- 議案第9号 法第4条の規定による許可申請事案
- 議案第10号 農用地利用集積計画決定事案
- 議案第11号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案
- 報告第3号 専決処分等について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長 紅島 豊

主任主事 高田 佑也

9時28分 開会

○議長（古塙 貞夫君）皆さん、おはようございます。少し早いんですが全員おそろいのようなので始めます。コロナの影響がずっと続いておりまして、緊急事態宣言がやっと解除になったとはいえたま、回復とはとても言い切れる状態ではない状態が続いています。去年の今頃は、私共はこんなに長引くとはゆめゆめ思いませんでしたけれど、いつになら平常に戻るのか、本当に不安な毎日であります。桜も満開の時期になりますけど、人事異動の季節になります。綾瀬市でも機構改革がらみで、異動があったと新聞報道にも伝えられておりますが、後ほど綱島局長から話があると思いますが、4月から新体制で臨むような形になる様に思います。いろいろ残念なことでもあります、これもまた仕方ないとかなと思います。

ただ今より第9回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、5番 見上委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は13名、推進委員は3名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

日程3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合せによりまして私から指名をいたします。本日は、4番 細谷委員、7番 山崎委員のご両名にお願い申し上げます。

日程4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（高田主任主事）それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。既に実施されております2月24日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。4月1日 辞令交付式、市役所315会議室におきまして、会長が出席される予定でございます。19日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第1班の委員が出席される予定でございます。20日 第10回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。21日 常設審議委員会、横浜市内におきまして、会長が出席される予定でございます。27日 第10回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。総会議案書の3ページをご覧ください。当日総会分を申し上げます。法第4条許可申請1件 700m²、買受適格証明2件 52m²、農用地利

用集積計画決定 8 件 15,543 m²、新規就農者の認定 1 件、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1 件 1,169 m²、法第 4 条届出 3 件 1,076.26 m²、納税猶予特例農地の利用状況 2 件 7,719 m²、合計 18 件 26,259.26 m²でございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。ただ今より日程 5、議事日程に入ります。本日の議事日程につきましては、新規就農者の認定をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。それでは、議案第 8 号、新規就農者の認定事案、整理番号 1 番についてを議題といたします。新規就農者の認定については「綾瀬市新規就農等にかかる基準」により、その審査を農地部会に付託しておりますので、農地部会長より報告を願います。

○9 番（鈴木 洋一君）それでは私から農地部会での新規就農者の認定についての審議結果につきましてご報告申し上げます。本日 8 時 45 分から、古塩会長、森山職務代理、高橋推進委員にご同席いただき、わたくし以下、農地部会委員 6 名の出席のもと、新規就農者の認定事案につきまして、申請人を部会に招き審議いたしました。審議に当たりましては新規就農等にかかる基準に照らし、申請者の農業技術力、農業経営に必要な農機具の保有状況、農業経営に必要な労働力の確保、常時従事日数等を勘案し、総合的に判断いたしました。申請者への聞き取り結果を交え、ご報告いたします。

それでは、総会議案書 4 ページをご覧ください。議案第 8 号、新規就農者の認定事案、整理番号 1 番につきまして、ご報告申し上げます。初めに、申請者は記載のとおりで、耕作予定地につきましては、のちほど農用地利用集積計画決定事案にて上程いたします。次に、申請者の農業経営の概要につきましては、申請者は約 20 a を借り受けて就農をしますが経営規模の拡大を目指しており、経営面積を 60 a 以上にしたいと希望しております。また、就農に際して、研修を行った市内の認定農業者から営農指導を受けながら取り組んでいくとのことでした。当面の販路は、直売を予定しております。作付け予定作物につきましては露地野菜です。とうもろこし、ネギ、ナス、キュウリ、キャベツ、ブロッコリーを予定しております。次に農業経営に必要な労働力の確保及び常時従事日数についてですが、農業従事者につきましては、申請者お一人で、従事日数につきましては、300 日を予定しております。現在の耕作予定面積からして十分と判断いたしました。次に農業経営に必要

な農機具の保有状況についてでございますが、現在所有している農機具は、マルチャー、動力噴霧器、刈り払い機でございます。また、トラクター、ネギスコッパー等につきましては、研修先である農家から貸出しの承諾を得ております。耕作予定面積からして、所有している農機具及び借入農機具にて対応可能と判断いたしました。次に申請者の農業技術力についてでございますが、申請者は、令和2年4月から約1年間、かながわ農業アカデミーで履修しており、併せて令和2年8月からは市内の認定農業者の下での研修を行い、現在も援農を継続しております。土作り、農機具の使用方法、栽培管理、農薬の使用方法、営農計画等の実地研修を履修しており、令和3年3月にかながわ農業アカデミー卒業しておりますことから、新規就農等にかかる基準のうち 都道府県が設置する農業大学校による要件を満たしてございます。以上を勘案し、総合的に判断した結果、新規就農等にかかる基準は満たしており、経営希望面積からも営農意欲があると認められ、市内の農業の担い手不足の状況を考えるに、新規就農者が今後の綾瀬の農業の担い手になりうることが期待できるため、新規就農者の認定事案、整理番号1番につきまして、農地部会といたしまして、承認いたしました。以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。農地部会の皆さんには今朝早朝より、大変ご苦労様でした。只今農地部会長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。新規就農者の認定事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

次に、議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。議案第9号、農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番でございます。

申請人は記載のとおりです。申請地は [REDACTED]、地目畠、地積700m²、申請人所有の隣接する雑種地51m²と併せて、合計751m²を資材置場として利用したいとのことでございます。転用目的は資材置場、転用理由は、業者より資材置き場の要望を受け、

賃貸を行うためとのことでございます。場所につきましては、7 ページの案内図をご参照願います。土地利用計画につきましては、別冊で配布してございます資料 1 に申請図面等でお示ししてございますのでそちらをご覧いただきたいと存じます。この転用に伴います工事の概要は、主に転圧及び砂利敷き施工で、工期は許可後 4 週間でございます。申請地の周辺は住宅地等に囲まれており、隣接する農地はありません。敷地内には高低差も無いため、土砂等の流出の恐れは無く、雨水は申請人の敷地内にて浸透処理いたします。申請地は市街化調整区域・農用地外であり、立地要件は神奈川県で定めております転用許可基準による「第 3 種」農地に該当し、転用許可できる農地であります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。 13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）本件につきましてご報告いたします。3 月 18 日第 4 班私のほか志澤委員と事務局 2 名の計 4 名で現地調査を行いました。今回の申請地は耕運状態のうえ一部雑草防止シートを施されていました。場所は適正に管理が行われておりました。また、隣接する農地が無く近隣農地への影響はないと考えられます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この事案については、申請人に参考人として出席を求めております。ただ今より、参考人に議場に入っていただきます。

（参考人着席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人に申し上げます。本日は、綾瀬市農業委員会 会議の席に、参考人としてご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただ今より、申請がありました、[] 地積 700 m² の農地転用に係る農地法第 4 条の規定による許可申請について、審議をいたすところです。それでは、私から参考人に次の 6 点についてお尋ねいたします。

- 1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について
- 2 土地利用計画及び施設概要について
- 3 転用計画と周辺への防除対策等について
- 4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策について
- 5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況について
- 6 施設の管理計画について

以上を自己紹介と併せて、ご説明をお願いいたします。

○参考人（[] 君）申請者の [] です。よろしくお願ひします。

○参考人（■■■君）申請者の委任を受けた、代理人の行政書士の■と申します。よろしくお願ひします。1 転用を行う理由と、この地を選定した理由について、■■■と言う秦野市の会社ですが、事業拡大で資材置場を確保する必要が生じましたので、■■■さんから■■■さんに要望を受け、■■■さんの所有地の農地を賃貸することになりました。農地であるため所定の手続きが必要であるという事で申請しました。■■■さんの所有地は資材置場にするようなレベルの所有地は当該申請地だけで、■■■さんの要望条件は色々ありましたけれど、それに合致するのでありました。ご自宅に隣接しており、賃貸業務としても管理がしやすい理由もございまして、この地を選定した次第です。■■■さんも地元の不動産業者に資材置場の候補地を依頼したが適した土地が、要望に合った土地が■■■さんの申請地だけだったと聞き及んでいます。

2 土地利用計画及び施設概要について、計画平面図のとおり、この業者さんは建設業許可を受けた業者さんで、建築一式と言うのは大工さんのちょっと大きい感じの会社でして、材木、コンクリート材、ブロック材、砂、碎石、足場材、安全機材等を置くスペースと、搬入するための通路が必要になってきます。申請書の図面のとおりです。■■■さんが契約終了した後も、同程度の中小の建設業者さんに賃貸することが出来、貸主としても永続的に賃貸業務を営められるものであります、今回計画いたしました。

3 転用計画と周辺への防除対策等については、隣地との高低差はなく全体としてフラットな形状です。元々水はけのよい状態で、土の上に碎石を敷くので、雨水排水が自然浸透するを考えられるので、隣地への土砂の流失はないと考えております。

4 工程及び工期ならびに工事期間中の安全対策については、工程は掃除し草刈をして、不陸整正と言いますが、地ならしをして、碎石をし、転圧をします。工期は約4週間です。その間ガードマンを置きまして、近隣の方、通行者の方、通行車両に対して安全対策には万全を期すると考えています。

5 隣接耕作者と周辺地域への説明状況については、■■■さんが直接行っておりますので、■■■さんからお話をします。

○参考人（■■■君）隣接地の耕作地はございません。私の所有する土地の西側にお墓がありまして、南側に■■■さんの駐車場がございます。所有者に工事でご迷惑掛けることはないと説明して了解を得てございます。先程■■■さんより説明がありました様に周辺への安全を確保して工事を行います。

○参考人（■■■君）6 施設の管理計画について、自宅の隣地でありますので常に状況

が把握できます。更に業者さんに利用責任者を定めています。■さんと利用責任者、不動産屋、行政書士の私を含めた関係者の連絡網を作りたいと思っています。連絡網に従つて緊急時の迅速な連絡対応が出来る様、体制を整えて行きたいと考えています。コロナが大変な時期です。そしてまた、3.11の10年後という事で、また災害防災に対する考え方も、もう一回腹を引き締めなおしてやらなければいけない時期ですので、そういった時期に、そういったことを踏まえまして、管理をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。私からの質問は、以上です。

次に、委員からの質問にお答えください。それでは、この件について、参考人に、質疑がありましたらご発言をお願いいたします。参考人に対します質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）質疑がないようですので、参考人に対する質問は、以上といたします。それでは、参考人に申し上げます。本日は、大変お忙しいところ、綾瀬市農業委員会会議の席に、ご出席いただきまして、ありがとうございました。申請されましたこの案件につきましては、さらに慎重審議いたしまして、意見決定したいと考えております。以上をもってご退席いただきます。ありがとうございました。

（参考人退席）

○議長（古塩 貞夫君）参考人が退席いたしました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）本件につきまして、地元委員として発言します。私も現地を確認いたしましたが、先程4班の代表の方から報告の通り、適切に管理されていました。地元委員として、農地が減少することは残念な事ですが、第3種農地に該当し、転用可能な農地であることから、転用はやむを得ないと思います。以上です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農地法第4条の規定による許可申請事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請

のとおり許可相当とし、常設審議委員会へ報告することといたします。

次に、議案第 10 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 20 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。議案第 10 号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 20 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 21,702 m²、申請地は、[REDACTED]

[REDACTED] 外 2 筆、地目畑、地積合計 2,957 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 5 月 1 日から令和 6 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 23 年で、通算 4 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 21,702 m²は、自作の田 317 m²、畑 9,511 m²、利用集積による畑 11,874 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。本件申請地を含め、所有、利用集積を併せて約 160 a の農地を集約しております、一帯で耕作されております。農機具は、耕運機、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻の 2 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）議案第 10 号整理番号 20 番、現地の状況は全て耕運状態であり農地として適正に管理されております。使用借人におかれましては、意欲的に農業経営に取り組んでおられ、申請地においても適正に維持されると認められますので、第 4 班といましましては利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上です。よろしくご審議お願いします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）初めに、本日の議案については、3 月 18 日に第 4 班の新倉委員と事務局 2 名と同行させていただきましたのでご報告します。整理番号 20 番について現

地を確認したところ、耕運状態できれいに管理されており農用地利用集積として問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 20 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 21 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 21 番でございます。申請人である使用貸入及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 21,474 m²、申請地は、[REDACTED] 外 4 筆、地目畑、地積合計 3,947 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 5 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は平成 27 年で、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 21,474 m²は、自作の畑 6,633 m²、利用集積による畑 14,841 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター 2 台、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 350 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）申請地の状況は、[REDACTED] は耕運状態であり農地として適正に管理されていました。[REDACTED] ほかはキャベツ等が作付けされ、一部は作付け準備のビニールトンネルが施設され、そのほかは良好な耕運状態で維持管理されています。

た。従いまして、第4班といたしましては利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。
以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している
ただいている農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤
推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号21番の申請地は、新倉委員から報告があつたとおり、
耕運状態で、またキャベツ等作付けされており、きれいに管理されており問題ないと判断
いたしました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご
発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計
画決定事案、整理番号21番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請
のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号22番についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事） 総会議案書12ページ、13ページをご覧ください。農用地利用
集積計画決定事案、整理番号22番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載の
とおりです。賃貸人の耕作面積は4,758m²、申請地は、[REDACTED]外1筆、地目
畠、地積合計1,893m²でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、
令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初
年は平成24年で、通算4回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整
区域、農用地でございます。場所につきましては、13ページの案内図をご参照願います。
賃貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。
一方の賃借人の状況でございますが、耕作面積の4,758m²は、全て利用集積による畠で、
管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機2台、防除機2台を保有して
おります。農業従事者は、本人1名、従事日数は320日となっております。従いまして、
農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上で

ございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）申請地の状況は、[REDACTED]ほかはキャベツ、ジャガイモ、玉葱等が作付けされ、多品目の野菜が良好な状態で作付けされていました。農地として適正に維持管理をされており、意欲的に農業に取り組んでいると考えられます。従いまして、第4班といたしましては利用集積の継続に問題ないと判断いたしました。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号22番の申請地におきましては、現地はキャベツ、玉葱、オクラ等多品種が作付けされており、農地として適正に維持管理されていました。利用集積に問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号22番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号23番についてを議題といたします。なお、本件につきましては、[REDACTED]番 [REDACTED]委員が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（[REDACTED]番 [REDACTED]委員退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、[REDACTED]番 [REDACTED]委員が退席されました。現在の委員数は12名です。それでは、事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書14ページ、15ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号23番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記

載のとおりです。使用借人の耕作面積は 14,617.75 m²、申請地は、[REDACTED]、地目畠、地積 1,983 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年で、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、15 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、使用借人の経営拡大の意向を受けて、貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 14,617.75 m²は、自作の畠 5,432.75 m²、利用集積による畠 9,185 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。申請地の近隣に約 40a の畠を借り受けており、更なる経営の拡大を目指しております。農機具は、耕運機、トラクター等を保有しております。農業従事者は、本人及び妻、子の計 3 名、従事日数は 350 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）現地の状況は、[REDACTED] 1,983 m²は耕運状態で、農地として適正に管理されておりました。使用借人は現在農業関係におきまして意欲的に経営に取り組んでおられます。先程事務局から説明がありましたとおり、経営規模の拡大をめざしており、市の認定農業者であり、地域農業の中心的な存在でありますので、農地として適正に維持管理がされると認められますので、第 4 班といたしまして、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 23 番は、新倉委員から報告があったとおり、耕運状態で使用借人も大規模化を目的として、労働力、機械力等も問題ないという事で利用集積として問題ないと判断いたしましたので、皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計

画決定事案、整理番号 23 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

(■番 ■■■委員 入室、着席)

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、■番 ■■■委員が着席されました。現在の委員数は、13名です。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 24 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 24 番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は 9,605.97 m²、申請地は、■■■、地目畠、地積 1,953 m²のうち 1,000 m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は果樹、設定初年は令和 3 年で、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。使用貸人は 300 日農業従事しておりますが、使用借人の経営拡大の意向を受けて、貸し付けを行うとのことでございます。一方の使用借人の状況でございますが、耕作面積の 9,605.97 m²は、自作の畠 6,069.97 m²、利用集積による畠 3,536 m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、防除機 2 台等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）現地の状況は、■■■ 1,953 m²は現在ホウレンソウ、キャベツ、ネギ等の野菜類が作付けされておりますが、これらが収穫終了後約半分の 1,000 m²を使用貸借し果樹を植栽し、経営規模の拡大を目指しているそうです。使用借人は認定農業者であり、熱心に農業に取り組んでおられます。第 4 班といつしましては、今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号24番については、現在新倉委員から報告があったとおり、まだ作付けをまだしている状況で、収穫後貸し付けていく形をとって行きたいという事で、使用借人におきましても、周りでもオリーブを作付けしており、利用集積として問題ないと判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号24番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号25番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書18ページ、19ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号25番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりです。使用借人の耕作面積は3,402m²、申請地は、[REDACTED]外2筆、地目田、地積合計1,485m²でございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間です。利用目的は水稻、設定初年は令和3年で、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、19ページの案内図をご参照願います。使用貸人は300日農業従事しておりますが、所有する農地の2割強を貸し付けており、高齢のため、新たに貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の使用借人の状況でございまが、耕作面積の3,402m²は、自作の田2,141m²、畑1,261m²で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター、田植機、バインダー、コンバイン、防除機を保有しております。農業従事者は、本人1名、従事日数は300日となっております。従いまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たして

おります。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第4班の代表の委員より報告を願います。13番 新倉委員

○13番（新倉 賢一君）現地の状況は、[REDACTED]ほか2筆1,485m²、全て耕運状態で農地として適正に管理されていました。使用借人は現在3,402m²耕作しており、先程事務局から説明がありましたとおり、規模の拡大を目指しておるとの事です。農機具の保有状況、労働力等から借受農地を耕作可能であると判断できますので、第4班といたしまして今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。よろしくご審議お願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第3地区 志澤推進委員

○第3地区（志澤 輝彦君）整理番号25番現地を確認したところ、耕運状態で適正に管理されていました。使用借人の方は現在32歳で、旦那さんも手伝うという事で、農機具もトラクター等も管理して特に問題なく、利用集積に問題ないと判断しました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号25番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案を議題といたしますが、整理番号26番、整理番号27番は申請人であります賃借人が同一人でございますので、一括して審議をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）それでは、一括して審議いたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書20ページ、21ページをご覧ください。農用地利用

集積計画決定事案、整理番号 26 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。申請地は、[REDACTED] 外 1 筆、地目畠、地積合計 1,783 m² でございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和 3 年、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、21 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は農業経営を行っておらず、貸し付けを行いたいとのことでございます。

次に、総会議案書 22 ページ、23 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 27 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりです。借人は整理番号 26 番と同一人でございます。申請地は、[REDACTED] 外 1 筆、地目畠、地積合計 495 m² でございます。利用権の種類、利用権の設定期間、利用目的、設定初年、都市計画区域等につきましては、整理番号 26 番と同様でございます。場所につきましては、23 ページの案内図をご参照願います。賃貸人は相続で農地を取得いたしましたが、遠方のため、貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の賃借人の状況につきましては、先ほど議案第 8 号で農地部会長からご発言がありましたとおりでございます。従いまして、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 26 番、27 番一括して報告いたします。現地の状況は [REDACTED] ほか 1 筆 1783 m²、[REDACTED] ほか 1 筆 495 m² は、全て耕運状態で農地として適正に管理されていました。賃借人は先ほど議案第 8 号新規就農者の認定事案の審議において認定決定された新規就農者ですが、農機具の保有状況、労働等の状況から借り受を行い、借り受ける農地全て耕作可能であると判断できますので、第 4 班といたしましては今回の利用集積は、問題ないと判断いたしました。以上です。よろしくご審議お願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している農地利用最適化推進委員の意見について、発言を願います。第 3 地区 志澤推進委員

○第 3 地区（志澤 輝彦君）整理番号 26 番、27 番について、現地を確認したところ新倉委

員が言わされた通り、農地として適切に管理されており、利用集積として問題ないと判断いたしました。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 26 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。続いて、整理番号 27 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 5 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（高田主任主事）総会議案書 24 ページ、25 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 5 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 地目山林、現況畑、地積 1,169 m² でございます。内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、平成 30 年 2 月 27 日から令和 3 年 3 月 25 日まででございます。相続開始年月日は、平成 20 年 6 月 15 日で、今回が 4 回目の証明願いでございます。申請地は市街化区域でございまして、平成 19 年 12 月 20 日付で生産緑地に指定されてございます。場所につきましては、25 ページの案内図をご参照願います。申請人は、耕運機、トラクター等の農機具を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の 2 名、従事日数は 300 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 4 班の代表の委員より報告を願います。13 番 新倉委員

○13 番（新倉 賢一君）整理番号 5 番、現地の状況ですが、申請地は [REDACTED]

[REDACTED] 1,169 m² でございます。登記は山林で現況は畑になっておりますが、自宅の東側の隣

接地で竹が植栽されております。竹林という事になっておりますが、全てきれいに竹林が整備されておりまして、適正に維持管理されていると認められますので、第4班といたしましては引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）本件につきまして地元委員として発言いたします。私も現地を確認いたしましたが、只今第4班の代表の方から報告がありましたとおり、現地は竹林等で農地として適切に管理されていました。地元委員といたしまして、申請者の農業のこれから継続も十分確認できましたので、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断しました。以上です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号5番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決定されました。

次に、報告第3号、専決処分等についてを、議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（綱島事務局長）それでは、議案書の26ページをご覧ください。報告第3号専決処分等について、1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきましては、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、令和3年2月12日から3月4日までの間におきまして、事務局長にて専決処分等をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。はじめに、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございます。整理番号7番から9番までの3件でございます。転用の内容でございますが、整理番号7番は共同住宅で、地積が409.17m²。整理番号8番は住宅敷地で、地積が56.99m²。整理番号9番は駐車場で、地積が610.10m²でございます。専決処分に付した日付けは、それぞれ記載のとおりでございます。次に27ページをご覧願いま

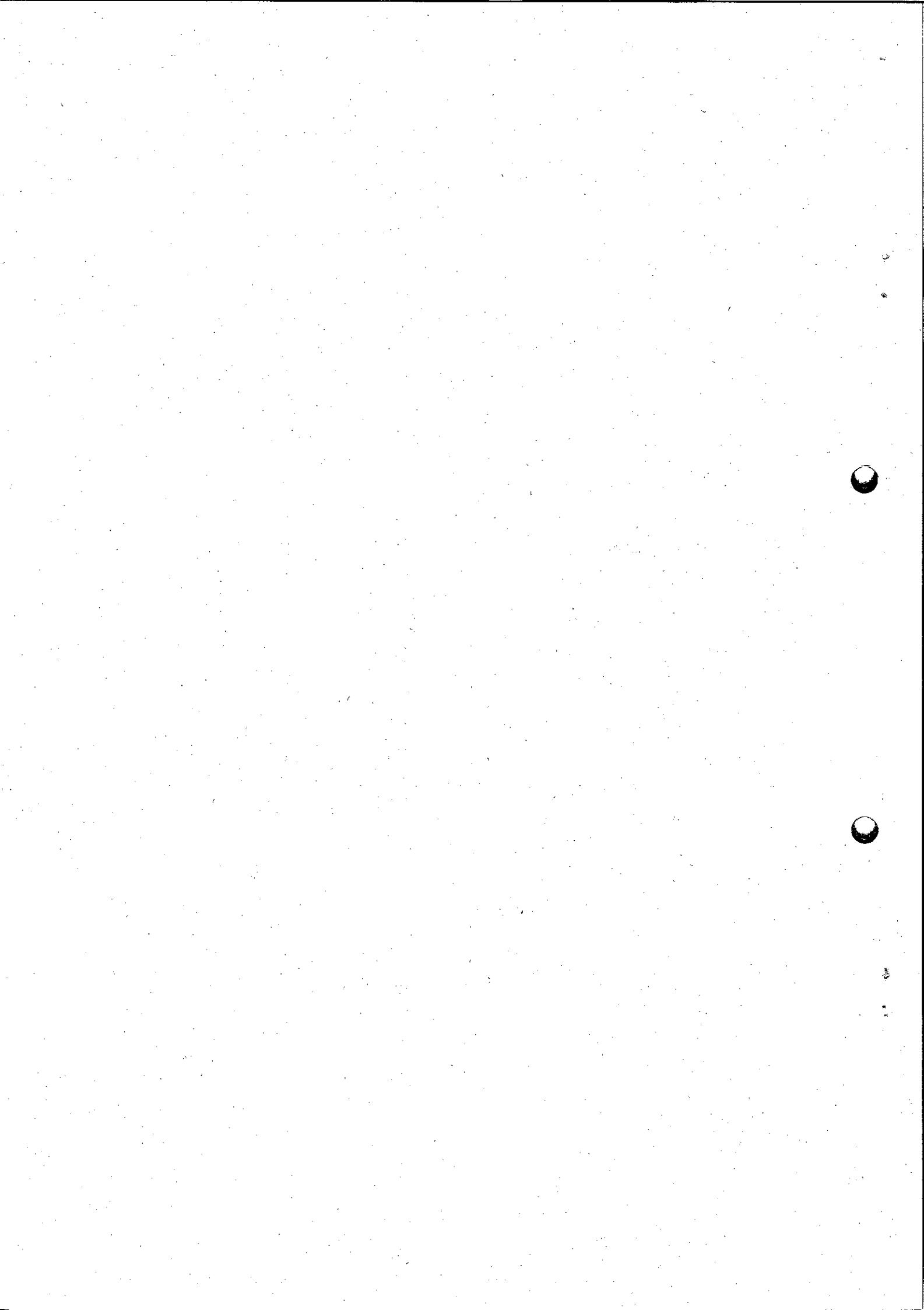
す。2の「農地法第5条第1項 目的の買受適格証明願」でございます。整理番号1番及び2番の2件で、申請人、届出地、地積は、記載のとおりでございます。この証明願いは、市街化調整区域外の農地を転用目的で競売に参加するため、裁判所の執行する不動産競売に添付する書類でございます。農地を農地以外に転用することができる者が証明の添付を求めるものでございます。事務局で申請人から提出されました証明願いの内容を、市街化調整区域以外の農地を転用目的で取得する場合の法第5条の規定に準じて審査いたしまして、適格であると判断し、証明書を交付いたしたものであります。最後になりますが、28ページをご覧願います。3の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告」でございます。租税特別措置法の規定に基づく、特例農地を農地目的として、自ら耕作していることの確認の報告であります。整理番号1番及び2番の2件で、農業相続人、利用状況確認地等は、記載のとおりであります。事務局で現地調査を実施し、「自ら農地として使用していた。」旨を回答いたしました。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第3号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第9回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時40分 閉会



ひ2番の2件で、申請人、届出地、地積は、記載のとおりでございます。この証明願いは、市街化調整区域外の農地を転用目的で競売に参加するため、裁判所の執行する不動産競売に添付する書類でございます。農地を農地以外に転用することができる者が証明の添付を求めるものでございます。事務局で申請人から提出されました証明願いの内容を、市街化調整区域以外の農地を転用目的で取得する場合の法第5条の規定に準じて審査いたいまして、適格であると判断し、証明書を交付いたしたものであります。最後になりますが、28ページをご覧願います。3の「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の報告」でございます。租税特別措置法の規定に基づく、特例農地を農地目的として、自ら耕作していることの確認の報告であります。整理番号1番及び2番の2件で、農業相続人、利用状況確認地等は、記載のとおりであります。事務局で現地調査を実施し、「自ら農地として使用していた。」旨を回答いたしました。以上、専決処分等の報告といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありまし
たらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第3号、専決処分等についてを終わります。以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをおもちまして、第9回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時40分 閉会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古塩 貞夫 

綾瀬市農業委員会委員

山崎 あきこ 

綾瀬市農業委員会委員

細谷 则子 

